平成２２年１０月
堺　　市

公正な入札等について

入札に参加される皆さんには、かねてから要請しているとおり刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、地方自治法及び堺市契約規則等関係法令を遵守し、いわゆる「談合」等入札の公正・公平を害する行為のないよう、強く要請します。

万一不正な入札行為の事実が判明した場合には、発注者である本市として、厳重な処分をもって対処することになるので、念のため申し添えます。

なお、受注した工事等の履行に際しても、契約書、設計図書等及び関係法令に基づき、信義誠実の原則に反することのないよう、適正な契約の履行を併せて要請します。

（参考）

堺市契約規則

第２２条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（８）　入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。

(10)　入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

(13)　その他入札に関する条件に違反したとき。

堺市建設工事等に係る競争入札等事務取扱要綱

第９条　市長は、入札参加者が入札に関し妨害行為若しくは不正な行為をし、又はそのおそれがあると認めるときは、その者の入札を拒否することができる。

堺市電子入札運用基準

13　入札参加者等のＩＣカードの取扱い

（６）ＩＣカード不正使用等の取扱い

入札参加者等がＩＣカードの不正使用、虚偽の参加資格申請・入札書の提出等、不正な行為により入札を行った場合は、入札参加停止等の措置のほか、状況に応じて次の措置をとることができるものとする。

ア　落札決定までに不正使用等が判明した場合

当該案件の入札参加資格の取消（当該入札参加者の入札については無効）

イ　落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合
　　落札決定の取消
ウ　契約締結後に不正使用等が判明した場合
　　契約解除

<ＩＣカードを不正に使用した場合の例示> ○　他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合 ○　契約先の代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合 ○　同一案件に対し、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

入札公告（郵便入札共通事項）

12　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（７）代理人による入札を行ったとき。

（８）数人が共同して入札を行ったとき。

(10) 入札に関し不正な行為を行ったとき又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき。

(14) その他入札に関する条件に違反したとき。

入札公告（電子入札共通事項）

11　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（３）本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札

（７）談合その他不正行為により入札を行ったと認められる又は不正行為が行われたおそれが非常に強い入札

（８）同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

（９）同一の入札について、２以上の代理人をした者の入札

(10) 数人が共同して行った入札

(11) 電子調達システムの不正利用及びＩＣカードの不正使用により行った入札

(17) その他、指示した条件に違反して入札した者の入札